



## 【記載要領】

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一つにしている者をいいます。本人を含めて、全世帯構成員を記載してください。  
「扶養義務者」とは、父母、祖父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法第877条に定められている者です。次の(2)、(5)で参照のこと。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。  
なお、注1参照のこと。
  - ア 現在生活保護法の被保護者である場合…………… a  
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。)
  - イ a にあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていないか又は免除になっている場合…………… b  
(ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときは、b になるときでも、前年度分所得税が課税されている場合は…………… d)
  - ウ a 又は b にあたる場合を除いて、前年度（不明のときは前々年分）所得税が課税されていない場合…………… c
  - エ a 又は b 者で18歳にあたる場合を除いて、前年分（不明のときは、前々年分）所得税が課税されている場合…………… d
- (3) 階層区分がdである者（児童本人の扶養義務者で所得税を課税されている者）については、その所得税の年額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は補装具の交付（修理）を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記載してください。

注(1) 扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人または扶養義務者で18歳未満のものは、未就業であれば証明書は不要です。

ア 階層区分 a の証明

被保護者であることを証明する香南市福祉事務所長、香南市長又は児童委員の証明書

イ 階層区分 b の証明

市町村民税非課税又は免除を証明する香南市長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書

ウ 階層区分 c の証明

所得税が非課税であることを証明する香南市長、南国税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書及び市町村民税が均等割のみか所得割も課税されているかどうかを明らかにした香南市長の証明書

エ 階層区分 d の証明

所得税の課税額について証明する香南市長、南国税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書

(2) 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、香南市に届け出てください。